

海田町 人権川柳 コンクール 2025



◆応募期間 2025.07.01(火)～09.05(金)

◆応募方法 郵送・持込・FAX・電子申請

☎ 736-8601 安芸郡海田町南昭和町 14-17 社会福祉課「人権川柳」担当宛て(当日消印有効)

☎ FAX 082-823-9627

🌐 URL https://apply.e-tumo.jp/town-kaita-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=24636

◆賞品



電子申請ページ

町長賞…QUO カード(5,000円分) / 人権擁護委員賞・教育長賞…QUO カード(3,000円分)

海田町長、海田町人権擁護委員、海田町教育長(海田町教育委員会)、海田町社会福祉課にて審査の上、入賞作品を決定し、賞品を発送します。

入賞作品につきましては、海田町ホームページ、広報かいた令和7年12月号などに掲載します。

「人権」とは、「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。「人権」は、誰でも心で理解し、感じることのできるものですが、日常生活の中では、いじめや虐待等によってこどもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされることがあります。また、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見などの多くの人権問題が依然として存在しています。人権に関して感じたこと、身の回りで起こったこと、こうなったらいいなと思うことなどを川柳にして応募してください。あなたが「人権」について考えることが、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、「みんなが主人公！支え合うまち・海田」の実現につながると考えています。

◆注意事項

- (1) 参加費(郵送料, 通信料を除く)は不要です。
- (2) 海田町在住の方, 海田町へ通勤・通学されている方であれば応募可能です。
- (3) 応募数に制限はありませんが, 入賞は1人1賞とします。
- (4) 応募する作品は, 自作で未発表の作品に限ります。
- (5) 第三者の著作権, その他の権利を侵害する作品, 共作による作品, 擬似作品とみなされる作品は応募不可とします。
- (6) 応募者の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)その他の知的財産権は応募の時点で海田町に帰属し, 応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (7) 受賞作品については「川柳」, 「川柳の説明」, 「ペンネーム(雅号)」または「氏名」を海田町の各種媒体(広報誌, ホームページや, 次期コンテストの告知宣伝のための広報など)で使用されることを承諾するものとします。また, 使用にあたり改めて応募者に許可を得る必要はないものとします。
- (8) 応募後に作品の変更・修正はできません。
- (9) 審査についての問い合わせには一切応じることはできません。
- (10) 入賞の発表は, 賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- (11) 応募に係る個人情報については, 本コンテストに係ること以外に使用しません。

◆作品例

- (1) 「咲きほこれ 人権の花 ヒヤシンス」
作品の説明 / 人権の花と言われているヒヤシンスのように咲く花はそれぞれ違って, みんな美しいことに注目して詠みました。
- (2) 「小さな声 大きな勇気で たすけあい」
作品の説明 / いじめ防止や友愛の大切さを表現しています。
- (3) 「気づけてる? 笑顔のうらに ある涙」
作品の説明 / ヤングケアラーへの理解とサポートの重要性を川柳で表現しました。



◆お問い合わせ

海田町社会福祉課(2階⑦窓口)「人権川柳」担当
TEL 082-823-9207 FAX 082-823-9627

あてな
【宛名面】

「郵送」による応募

※裏の応募面をはがきに貼るなどして送ってください。
※切手代などの送料は, 応募する方のご負担とさせていただきます。

おうぼ
【応募面】

「郵送」「持込」「FAX」
による応募

切手を
貼って
投函して
ください

7 3 6 - 8 6 0 1

海田町社会福祉課
「人権川柳」担当
行

安芸郡海田町南昭和町14番17号

★川柳作品

作品の説明

★氏名

ペンネーム(雅号)

(記載がある場合, 名前はペンネームで公表します。)

年齢

歳

性別

男性・女性・その他

★住所

★電話番号